知事コメント

(是正の指示の取消勧告を求める国地方係争処理委員会への 審査申出に対する判断について)

令和4年5月30日に沖縄県が国地方係争処理委員会に行った、是正の指示の取消勧告を求める審査申出に対し、本日、同委員会は、本件是正の指示は違法ではないとして、県の主張を認めない結論に至ったとの報告を受けました。

沖縄県は、同委員会において、昨年11月に行った不承認処分は、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、法律による行政原理の下、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当であること、

国土交通大臣が本件裁決と是正の指示を一体として行ったことは、地方自治法による国の関与制度及び行政不服審査法の趣旨をいずれも潜脱しようとする権限の濫用であり、是正の指示は違法・無効であることなどを主張してまいりました。

さらに、去る7月21日に行われた意見陳述においては、これらの主張に加えて、沖縄県民の基地の整理・縮小への思いや辺野古埋立てに反対する民意などについて申し上げました。

具体的には、復帰から50年を経過した今も、沖縄県に米軍専用施設が集中し、普天間飛行場の危険性の除去や過重な基地負担の軽減は喫緊の課題であるにもかかわらず、今後何年掛かるかわからない本件埋立事業を断じて容認するわけにはいかないこと、

沖縄の基地負担は米軍だけでなく、自衛隊による負担も大きく、基地負担の軽減は米軍と自衛隊を併せて考える必要があること、

辺野古新基地建設に反対する民意は過去の県知事選挙や県 民投票でゆるぎない形で明確に示されていることを申し上げ てまいりました。

国地方係争処理委員会は、平成11年の地方自治法の改正により、国と地方公共団体の関係が対等・協力の関係となったことを受け、地方公共団体に対する国の関与の適正を確保するため、国と地方との間で係争が生じた場合に、両者の間に立って、公平・中立な立場から判断する第三者機関として設置され、県としては、このような同委員会の役割に期待して県の主張を述べてきたところです。

しかしながら、同委員会が沖縄県の主張を認めず、この様な結果となったことは、非常に残念であります。

沖縄県としましては、今後は、国地方係争処理委員会の審査結果を精査するとともに、県の主張が認められるためにどのような対応が必要か慎重に検討し、適切に対応してまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御 支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げ ます。

> 令和4年8月19日 沖縄県知事 玉城 デニー